

令和5年度 建設コンサルタントの  
要望と提案 回答  
(中部地方整備局)

令和5年9月11日

## 〈要望と提案 一覧〉

### 【口頭議論】

◎ : 地整または自治体から回答いただきたい項目  
 ○(◎) : 本省マターではあるが、地整・自治体の視点から回答いただきたい項目

### 【文書回答】

◎ : 地整または自治体から回答いただきたい項目  
 ○(◎) : 本省マターではあるが、地整・自治体の視点から回答いただきたい項目

### 【回答不要】

○ : 本省マター（本省から回答をいただきたい）の項目  
 - : 回答不要

要望と提案		
I. 担い手確保・育成のための環境整備		
(1) 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化		
◎	①	履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化
◎	②	受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化
(2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善		
◎	①	被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応（費用面を含む）と改正労働基準法遵守との両立
-	②	地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上
(3) 企業経営の安定と処遇改善・新たな事業推進形態に向けての環境整備		
-	①	インフラ整備の中長期事業計画の策定・公表と国・自治体などの安定的な事業量の確保
-	②	技術者単価の継続的な引き上げと実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備、適切な費用計上
-	③	生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大、制度改善
-	④	「土木設計業務等変更がトドライ」の補足資料の策定と適切な設計変更
(4) 人材の確保・育成		
-	①	若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の改善の継続
II. 技術力による選定		
(1) (国)		
プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善		
○	①	「業務内容に応じた適切な発注方式の選定（斜め象限図）」におけるプロポーザル方式・総合評価落札方式等の改善と適正な運用
◎	②	計画系プロポーザル業務の業務規模の改善
-	③	総合評価落札方式における落札率の改善
-	④	改正された業務成績評定の適切な運用と評定点の開示の運用改善、業務・技術者表彰（表彰内容・表彰率）の運用改善、それに基づくプロポーザル・総合評価落札方式における企業選定の地方整備局間の統一的運用等
○ (◎)	⑤	国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用
(2) (地方自治体)		
発注方式の改善（技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進）		
○	①	業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加

	○	②	見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴収時の歩掛の事前開示
	○	③	最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大 (事前公表の撤廃)
	○	④	国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進 (増加と公表)
	—	⑤	業務分野に応じた有資格者(技術士・RCCM等)・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進
	(3) (国・地方自治体) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成		
	○	①	地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進
	—	②	地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進
	—	③	国土交通省業務における地方自治体の業務実績の活用促進

### III. 品質の確保・向上

#### (1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

—	①	受発注者合同現地踏査の実施
○ (○)	②	設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化及び受発注者双方の効果的な運用・活用
○	③	品質確保・向上に資する施策の継続的改善(的確な条件設定・確認、照査の充実等)

#### (2) 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

○ (○)	①	詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上
—	②	詳細設計から工事に至る段階(三者協議を含む)における追加業務や修正設計の適切な実施(工期の設定)と費用計上

#### (3) 維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

○	①	設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定
○	②	点検・診断・補修・補強設計における適切な費用計上
○ (○)	③	高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用
—	④	地方自治体のメンテナンス事業の促進

### IV. 「DX推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

#### (1) DXの推進

○ (○)	①	受発注者協働による働き方改革に資するDX推進: DX推進による業務効率化の促進
○ (○)	②	i-ConおよびBIM/CIMの推進(ライフサイクルマネジメントの生産性向上)

#### (2) DXの推進の費用面での環境整備

○	①	BIM/CIM活用の業務価格の算定方法の見直し
○	②	DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し
—	③	DX推進の環境整備のための助成金の創設

#### (3) 「成長と分配の好循環」の実現

○		
---	--	--

※以降、「○」「○(○)」以外は記載省略。

# I. 担い手確保・育成のための環境整備

## (1) 建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化

### ①履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

- 建設コンサルタント業務の納期分散の実現のため、設計変更後の目指すべき納期目標<sup>※1</sup>と整合を図った施策<sup>※2</sup>の強化と計画的展開、および施策の活用状況の把握

※1 納期目標（設計変更後）：第1四半期 20%程度・第2四半期 30%程度・第3四半期 15%程度・第4四半期 35%程度・3月 15%以内

※2 施策：ゼロ国債、2か年国債等国債、秋納期となる翌債の活用、繰越の柔軟な運用、前倒し発注等発注時期の分散化

- 発注時および変更時における条件明示の徹底により、標準履行期間を踏まえた適切な履行期間の確保<sup>※</sup> → 標準履行期間を確保できない場合の履行期限の延期

※期間確保のための考慮事項：BIM/CIM 対応や第三者照査期間、測量や地質調査等関連調査の進捗具合など

- 年度末納期と技術提案書作成時期の重複を解消するためのプロポーザル方式・総合評価落札方式業務の公示・提案時期の分散化
- 業務スケジュール管理表に基づく適確な契約管理（変更契約時期の適切化：3月実施の回避等）

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 4～16
「要望と提案」【調査資料集】	p. 13～29

## ※口頭議論

### 〈回答〉

- 改正品確法（令和元年6月）を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」により、「履行期間の平準化」、「適正な履行期間の設定」が発注者の責として位置づけられたところです。
- 中部地方整備局では、国債や繰越制度を積極的に活用しつつ、複数年プロポ、早期発注等を柔軟に行うことで、令和5年度については、履行期限を迎える業務件数の比率を上半期・下半期に分け各々50%に目標設定し、履行期限の平準化に努めてまいります。また、本来の目的である技術者の「長時間労働の解消」にむけ、「履行期間の平準化」だけでなく、様々な対策を図って参ります。

#### ■若手技術者の配置を評価項目に追加【総合評価 1：1（簡易型）】

⇒ベテラン管理技術者への業務の集中を解消 (R5d 改定予定)

#### ■成績評価で満点となる点数の見直し【総合評価・プロポ・簡易公募型競争】

⇒過去の成績の高い一部の管理技術者への業務の集中を解消 (R5d 改定予定)

### 〈回答〉

- 適正な履行期間を確保するべく業務スケジュール管理表を積極的に活用するよう通知しているところです。発注時においては、業務スケジュール管理表により適正工期であることを確認するように努めてまいります。変更時においても業務スケジュール管理表で受発注者双方が履行状況を定期的に確認することで円滑な業務進捗を図ってまいります。
- また、適正な履行期間を確保出来ない場合には、「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づき、繰越等により履行期限を延長するなど適切に対応をしてまいります。

### 〈回答〉

- また、技術提案書作成に当たっては、早期発注等の活用により手続き期間の分散化とともに、技術提案で求める内容の明確化し記述しやすいものとし、競争参加資格確認資料等も簡素化を図るなど対策を図っています。 (R5d 改定予定)

### 〈回答〉

- 業務の履行状況を業務スケジュール管理表で受発注者双方にて確認し、繁忙期などを避けた変更契約時期にするなど適切に契約管理するよう努めてまいります。

## ②受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

- ・「**Wi-クリースタンス**」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開の一層の強化
- ・新たな取り組みや好事例の水平展開の更なる推進
- ・深夜・休日勤務につながる業務指示、待機指示（委員会対応業務に多い）の削減と解釈の違い等による手戻り発生や過剰要求による作業量増大を排除するために、特記仕様書および協議記録簿への具体的記述と業務実施内容の相互確認の徹底
- ・実態に即した適切な費用計上※
  - ※例：緊急時のやむを得ない場合における短期的深夜対応・休日出勤等に対する割り増し
- ・計画系業務を含む幅広い業務を対象とした業務スケジュール管理表及びワンデーレスponsの実施等の徹底
- ・入札・契約関連書類の統一ならびに簡素化による事務負担軽減

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 17 ~21
「要望と提案」【調査資料集】	p. 30 ~49

## ※文書回答

### 〈回答〉

- 中部地整では、受発注者間の業務環境の改善のため、平成29年度より、「月曜等の休日明け日は依頼の期限日としない」「金曜日等の休日前は新たな依頼をしない」等、7項目を定めたWi-クリースタンスの取組を進めてきました。
- Wi-クリースタンスの取組みは令和3年12月から本施工へと格上げし、対象業務も“全ての建設コンサルタント業務（測量、地質、建設コンサル、補償関係、営繕関係、発注者支援等）”としました。引き続き、この取り組みを更に推進すべく引き続き周知してまいります。
- また、自治体等へは、中部ブロック発注者協議会等の場を通じ引き続き中部地整の取組をPRして参ります。

### 〈回答〉

- 他地整等で実施されている好事例も参考にし、Wi-クリースタンスの更なる推進を図つて取り組んで参ります。

### 〈回答〉

- 中部地整では、全ての業務で特記仕様書に「Wi-クリースタンス実施要領に基づき、業務着手時の打ち合わせにおいて、設定項目について受発注者相互で確認・調整し議事録に記録すること」を明示し対応しています。

### 〈回答〉

- 費用計上については、「土木設計業務等設計変更ガイドライン」に基づき適切に対応して参ります。

**〈回答〉**

- 業務スケジュール管理表は“全ての詳細設計業務及び検討業務等”、ワンデーレスponsは“測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務”を対象に実施しています。
- ワンデーレスponsは、既に「土木設計業務等共通仕様書」に努めることと明記されているが、別途、ワンデーレスponsの実施を徹底するよう通知しています。
- 「業務スケジュール管理表の活用」についてもワンデーレスponsと同様に、積極的に活用するように通知しています。

**〈回答〉**

- 発注方式毎に異なる様式については可能な限り統一するよう今後、対応していく予定です。

## (2) 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善

①被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応（費用面を含む）と改正労働基準法遵守との両立

- ・災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務への効果的な対応※
  - ※業務一時中止命令や工期延期の実施、管理技術者交代要件の緩和
- ・災害対応業務への従事職員に対して労働基準法第33条の適切・確実な適用に関する厚生労働省への働きかけ
- ・広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実※及び地方自治体に対する国の支援
  - ※例：国による災害指定に関する対応、災害対応の要請の一元化、早期の支援体制構築のための被害情報収集を目的とした協会からの自主的なリエゾン派遣の検討、官民合同の災害訓練開催、ICT技術の活用など
- ・緊急的な災害対応業務実施に対する表彰制度の拡充と水平展開

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 23～25
「要望と提案」【調査資料集】	p. 50～55

### ※口頭議論

#### 〈回答〉

- 災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事や業務の迅速かつ確実な執行が求められることなどから、災害時における入札・契約等に関する対応の留意点等をとりまとめた「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」が、令和3年4月に国土交通本省より通知されています。
- その中で、
  - ・ 災害により損害が生じたため、受注者が業務を施行できないと認められるとき
  - ・ 優先度の高い災害復旧の調査・設計等への対応が必要であり、受注者がこれを行う必要があると認められるときは、一時中止を行うことなどが定められており、災害時はこのマニュアルに基づき適切に対応して参ります。
- また、管理技術者の交代についても、業務の実情を踏まえ個別に対応してまいります。

#### 〈回答〉

- 労働基準法第33条＜災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等＞については、厚生労働省から各都道府県労働局長等へ、令和元年6月7日付けで許可または事後の承認の基準などの運用や留意点が通知されており、適切に適用されるものと考えています。

#### 〈回答〉

- 一昨年は熱海の土石流、昨年は明治用水頭首工漏水対応や台風第15号対応にかかる、災害支援等にご協力いただきましたこと、この場をお借りしてお礼を申し上げます。（※この要望の最初が適切）
- 広域的な大規模災害時においては、多岐に渡る公共土木施設の被災が想定され、迅速かつ確実な初動対応が早期復旧に繋がることから、災害協定に基づく緊急調査等が重要な役割を担うこととなります。
- しかし、有事の際には、関係する業団体等への要請が輻輳（ふくそう）することが想定されることから、関係する業団体、行政機関において、初動対応、その後の解析や設計など、役割分担を明確化しておくことが必要であると考えています。
- 引き続き、円滑な災害支援に向けて、協力体制の充実・強化を図るため、検討して参ります。

#### 〈回答〉 ※地方自治体にて回答（中部地整一③参照） ①静岡県

## II. 技術力による選定

### (1) (国) プロポーザル方式・総合評価落札方式等の適確な運用・改善

#### ②計画系プロポーザル業務の業務規模の改善

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	—
「要望と提案」【調査資料集】	p. 102 ~116

#### ※口頭議論

##### 〈回答〉

- プロポーザル業務において入札説明書に記載する業務規模（発注金額）については、技術者単価の上昇を踏まえた設定を行うよう各発注者に指導して参りたい。

#### ⑤国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用

- ・令和4年度、および令和5年度試行結果を踏まえた適切な対応
- ・本格導入については、余裕を持ったスケジュールでの導入

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 41
「要望と提案」【調査資料集】	p. 125

#### ※文書回答

##### 〈回答〉

- 中部地方整備局では、昨年度、国土交通省登録資格における、計画・調査・設計分野の業務を対象に試行したところですが、今後は、点検・診断業務を中心に試行することを考えています。
- 本格導入の時期は未定ですが、問題点等を本省とも共有を図りながら進めて参ります。

## (2) (地方自治体) 発注方式の改善（技術力を基本とした選定・発注の仕組みの導入促進）

- ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加
  - ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進
  - ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃（不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進）
  - ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論
- ②見積徴取時の予定価格設定方法※の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示
  - ※価格設定方法：最低値ではなく、中間値・平均値以上での設定
- ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）
- ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進（増加と公表）

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 43～47
「要望と提案」【調査資料集】	p. 126～159

### ※口頭議論

※地方自治体にて回答（中部地整ー③参照）

①愛知県・三重県 ②浜松市 ③名古屋市 ④静岡市

## (3) (国・地方自治体) 地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

### ①地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 43～47
「要望と提案」【調査資料集】	p. 160～171

### ※口頭議論

#### 〈回答〉

- 地元に精通し、機動性を有する企業は地域防災の担い手であり、地域防災力の維持並びに既存インフラの維持管理を担うという観点からも、企業・技術者の育成が必要であると考えています。
- 中部地方整備局では、指名競争入札において、参加者を事務所管内又は県内に本店を有する企業に限定しています。
- また、簡易公募型競争入札において、事務所管内又は県内に本店を有する企業を高く評価するとともに、中部地方整備局における過去の業務成績を評価項目としない『地域型』を試行し、地域企業を活用する運用を行っています。
- なお、総合評価においても、営業拠点等の所在地を競争参加資格要件として設定するほか、地域精通度（地域での業務経験）を技術点の評価基準とし、地域コンサルタントの活用に努めています。
- 引き続き、地域コンサルタントの活用に努めてまいります。

※地方自治体にて回答（中部地整ー③参照）

①岐阜県

### III. 品質の確保・向上

#### (1) 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

##### ②設計条件明示チェックシートの契約図書としての明確化\*及び受発注者双方の効果的な運用・活用

\*明確化例：業務公示時の特記仕様書に添付

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 49～ 51
「要望と提案」【調査資料集】	p. 177～183

#### ※口頭議論

##### 〈回答〉

- 条件明示チェックシートについては、「条件明示ガイドライン（案）【中部版】 H28.8.5」に基づき、詳細設計業務の発注時において必要な設計条件等を受注者へ確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するために活用しています。
- 現在、道路詳細設計、橋梁詳細設計等の8工種を対象に、詳細設計発注時に、特記仕様書に活用対象業務であることを原則明示していますが、いまだ普及の途上と認識しております。
- 「条件明示チェックシート（案）」の活用について、改めて周知してまいります。今後、本運用に向けて、建設コンサルタント協会にも意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますのでご協力をお願いします。

## (2) 詳細設計及び第三者会議等における総合的な品質の確保

### ① 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上

- 施工計画における作業実態と歩掛との乖離の解消（見積り等による実態に即した費用計上）
- 特に指定仮設と任意仮設の仕様書や設計協議における違いの明確化、任意仮設と指定仮設の成果の取扱い※、その責任所在の明確化と歩掛の改善、指定仮設への条件変更時の設計変更  
※取扱い：任意は参考図、指定は設計図
- 関係機関協議内容の明示（機関名、協議内容、協議回数）、修正設計における“修正”設計内容の明示による適切な契約・設計変更

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 53
「要望と提案」【調査資料集】	p. 195～208

## ※文書回答

### 〈回答〉

- 標準歩掛にない作業をお願いする場合には見積による費用計上とするなど適切に対応してまいります。

### 〈回答〉

- 指定仮設と任意仮設の扱いについては、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」や「道路設計要領設計編」に基づき対応するように周知してまいります。
- しかし、護岸詳細設計などでは共仕において任意・仮設の区別なく施工手順や施工方法の検討、仮設図の作成が明示されていることから、任意仮設、指定仮設かどうかではなく、各詳細設計の共仕の内容について業務開始段階にどこまでの検討が必要か受発注者間で齟齬が無いよう確認・調整し、しっかり記録として残すことをお願いします。それを踏まえ、条件変更により変更が必要となった場合には適切に設計変更するなど対応してまいります。
- 指定仮設への条件変更時の設計変更にあたっての特記仕様書への明示については、他地整の事例を参考に検討してまいります。

### 〈回答〉

- 関係機関協議については、特記仕様書で関係機関名、協議内容・回数を含む協議段階を記載することとしています。修正設計については、特記仕様書に修正設計内容を明示するよう検討してまいります。

### (3) 維持管理・更新事業等における技術的課題解消に向けた発注契約方式などの改善

#### ①設計者・施工者連携方式※の検討等合理的な入札契約制度の選定

※設計の受注者が工事段階で関与する方式、工事の受注者が設計段階から関与する方式  
(E C I 方式)

- ・E C I 方式については、橋梁修繕の他、災害対応も含めた設計者・施工者連携方式として活用

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 55
「要望と提案」【調査資料集】	p. 210

#### ※口頭議論

##### 〈回答〉

- 多様な入札契約方式のうち、事業プロセスの対処範囲に応じた方式として、「設計・施工一括発注方式」があり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を受け、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の工事発注を進めているところです。
- 中部地整では、今年度も「1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」において、E C I 方式のうち、「設計交渉・施工タイプ」を、「247号西知多道路長浦跨線橋鋼上部工事」において、「技術協力・施工タイプ」を活用したところです。
- 引き続き、大規模構造物の修繕工事や災害対応等も含め、当該工事の特殊性等により仕様の確定が困難な場合においては、工事内容に応じて、「設計・施工一括タイプ」・「技術協力・施工タイプ」・「設計交渉・施工タイプ」を使い分け、E C I 方式の活用を検討して参ります。

## ②点検・診断、補修・補強設計における適切な費用計上

- ・点検・診断における仕様や積算条件の明確化とそれに基づく実勢価格に応じた積算価格の設定
- ・補修・補強設計における条件明示と見積りによる適切な積算価格の設定、条件変更時の適切な設計変更

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	—
「要望と提案」【調査資料集】	p. 210

## ※文書回答

### 〈回答〉

- 点検・診断、補修・補強設計の発注にあたっては、特記仕様書にて現地状況に応じた条件明示を行い、その条件にて標準積算基準や見積り等により予定価格を算定しています。条件明示した内容と現地が不一致の場合には設計変更により適切に対応してまいります。
- なお、令和5年度の積算基準等の改定で「橋梁定期点検業務」が改定されました。

### 〈回答〉

- 現地不一致等により条件明示した内容が変更となり、標準歩掛が適用出来なくなった場合には、見積もりによる設計変更を行うなど適切に対応してまいります。

## ③高度な技術が要求される場合の補修・補強設計業務におけるプロポーザル方式の採用

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	—
「要望と提案」【調査資料集】	p. 210

## ※文書回答

### 〈回答〉

- 高度な技術が要求される補修・補強設計業務に関しては、「発注方式選定表」に基づき、従来から「プロポーザル方式」での発注を基本としています。

## IV. 「DX 推進の環境整備」と「成長と分配の好循環の実現」

### (1) DXの推進

#### ①受発注者協働による働き方改革に資するDX推進：DX推進による業務効率化の促進

- ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化（電子決済、ペーパーレス化）」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進
- ・情報共有システム（ASP）を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進
- ・遠隔臨場を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進
- ・テレワークガイドライン（案）の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・Web公開などの推進
- ・各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 57～62
「要望と提案」【調査資料集】	p. 221～249

### ※口頭議論

#### 〈回答〉

- 契約手続きにおける受注者・発注者双方の負担を軽減するため、電子入札システム、電子契約システム等は、全国ベースで機能改良を進めると聞いています。

#### 〈回答〉

- 情報共有システム（ASP）については、令和2年度より業務改善に向けた取組として、基本的には全ての業務を対象に、費用は発注者負担で実施しております。引き続き、情報共有化、電子成果品の納品等業務効率化に努めたい。

#### 〈回答〉

- 中部地方整備局では、業務に対する遠隔臨場（地質ボーリングの検尺等の確認・立会）を令和3年4月より試行しており、現在も試行を継続中です。  
遠隔臨場については、受発注者双方において活用意識を高めていく事が重要と考えています。

#### 〈回答〉

- 中部地方整備局では、「国土交通省中部地方整備局テレワーク実施要領」に基づき、テレワークを実施しています。貴協会が作成されたテレワークガイドライン（案）も参考にし、双方がより良い環境となるように努めてまいります。
- 発注者側のテレワーク環境整備など引き続き業務の効率化の取組を進めてまいります。
- 各種技術基準類の電子化等については、ご要望いただいたことを本省に伝えてまいります。

#### 〈回答〉

- 中部地整においては、令和4年4月に整備局内各部、建設業界をはじめ関係機関が協調して取組を進められるよう、概ね5年間の主な取組として整理した「中部インフラDX行動計画」策定。令和5年3月に「中部インフラDX行動計画2023」を公表しております。今年度も、各取組進捗に応じブラッシュアップした「2024版」を公表予定としている。
- また、国土交通本省で策定しています、「インフラDXアクションプラン 第2版」も改訂予定であり、新たな情報は随時発信し、事務所内で新たな先進技術の取組が行われる場合はしっかりと公表して参りたい。

## ②i-Con および BIM/CIM の推進（ライフサイクルマネジメントの生産性向上）

### ・BIM/CIM 設計照査シートの充実\*

※対象工種の拡充、段階的に必要となる照査項目の設定、「条件明示チェックシート」および「工事発注時チェックシート」との整合性の確保

- ・積極的な活用事例の発信（BIM/CIM ポータルサイトの活用）や協議の場の設置（例えば、適用 PT による推奨項目の拡充など）
- ・デジタル情報のサプライチェーンの構築に向けた「IFC 検定制度」の活用による 3D ソフトの開発目標の明確化、照査の自動化およびアノテーション機能等の強化の開発促進の要請、東京大学 i-con 寄付講座協調領域検討会と協働による API の開発のあり方や生産性向上に資するアプリケーション開発の検討の促進
- ・BIM/CIM モデルを管理・継承するマネジメント体制・役割の検討の促進

資料名	該当ページ
「要望と提案」及び【調査資料集】概要版	p. 57～62
「要望と提案」【調査資料集】	p. 250～263

## ※口頭議論

### 〈回答〉

- 3 次元モデル成果作成要領（案）、BIM/CIM 設計照査シートの充実につきましては、必要に応じて拡充を行っていると聞いています。この様な要望があった事は関係機関にもお伝えします。

### 〈回答〉

- 令和 5 年度から BIM/CIM 原則適用となり、建設生産・管理システムの更なる効率化を図って参ります。実施した、義務項目・推奨項目等についてもフォローアップ調査を実施し活用事例の取りまとめを行い横展開して参ります。引き続き成果等集め拡充をしていく考えでいますのでご協力をお願いします。

### 〈回答〉

- 国土交通省では、令和 5 年 4 月 1 日 大臣官房参事官（イノベーション担当）を新たに設置し、インフラ DX の中核となる建設機械分野及び情報通信分野が密に連携し技術開発・実装に取組などインフラ DX 推進体制を抜本強化しております。
- 今年度においても本省含め各地整と連携し、しっかり取り組んで参りたい。

### 〈回答〉

- BIM/CIM モデルの管理・継承につきましては、今年度から中部地整での情報共有システムを活用したオンライン登録や、国総研で整備をした DX データセンターでの管理・活用をしているところ。インフラ DX 推進体制として、中部インフラ DX 推進室を設置し体制強化を行っており活用推進において引き継ぎご協力をお願いしたい。